

# 1. 令和元年度事業報告

## 1. JB 本四高速グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

JB本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の維持、修繕、料金収受などの管理を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業などを行っています。

当事業年度（平成31年4月～令和2年3月）における我が国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復していました。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策が実施されましたが、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなりました。

このような環境の中、当社グループが運営する高速道路事業においては、当事業年度は天候に恵まれたことやゴールデンウィークの大型連休化など、年度前半を中心に好条件に恵まれ、通行台数は好調に推移しました。年度後半も消費税率引上げの影響は顕著には見られず、新型コロナウイルス感染症の影響から3月に11.7%減となったものの、通年では前事業年度比2.0%増の44,204千台と8年連続で過去最高を記録し、料金収入は前事業年度比1.7%増の66,641百万円となりました。

また、民間施設直結スマートICとして、神戸淡路鳴門自動車道において整備を進めてきた淡路北スマートインターチェンジについては、令和2年3月に予定どおり供用開始しました。

関連事業においては、休憩所等事業や受託事業を中心に展開しましたが、瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）の鉄道施設管理等として実施した耐震補強の受託工事が、前年度実施分と比較し減少したこと等により、関連事業の収益は前事業年度比9.7%減の5,274百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は81,183百万円（前事業年度比0.5%増）、営業費用は80,395百万円（同0.2%増）、営業利益は787百万円、経常利益は1,040百万円となりました。ここから法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は792百万円（前事業年度は486百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

#### 〔高速道路事業〕

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定及び令和元事業年度の事業計画に基づき、お客様に安全、安心、快適に利用していただくために、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理、利用促進等に取り組みました。

改築については、新規事業として神戸淡路鳴門自動車道の淡路北スマートインターチェンジの事業を平成31年4月15日に着手し、令和2年3月29日に全国で初の民間施設直結スマートICとして供用を開始しました。また、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジのフルインター化事業を継続し、当事業年度においては、実施設計を実施しました。

維持・修繕については、点検による状態の把握に努め、これにより発見された変状の補修や舗装の重点的な補修など、適時適切に維持補修を実施しました。また、当社の経営理念である200年以上の長期にわたり利用される橋を指し、瀬戸大橋の塗替塗装を継続して実施しました。さらに、道路の長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕事業として、橋梁の塩害対策工事及びのり面排水の改良工事を実施しました。地震対策として、大規模地震発生時において本州と四国を結ぶ道路ネットワークの機能確保に向けた対策を引き続き実施しました。代替路の無い海峡部区間については、平成28年度に完了した神戸淡路鳴門自動車道に続き、瀬戸中央自動車道において耐震補強工事を継続するとともに、西瀬戸自動車道においても、生口橋などの耐震補強工事に着手しました。また、陸上部区間においても地震発生確率の高い地域にある橋梁の耐震補強を優先的に行うため、対象地域にある橋梁の耐震補強設計を完了させ、一部区間において耐震補強工事に着手しました。

料金収受・交通管理については、道路の損傷への影響が大きく、交通安全上問題となる車両制限令違反車両に対し、車両制限令取締隊による取締り及び是正指導を実施しました。また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、円滑な料金収受等のため、ETC設備の更新及び増設工事を実施しました。

利用促進の取組については、中四国経済界及び自治体等から構成される「環瀬戸内海地域交流促進協議会」への参画、関係自治体との懇談会の開催、四国旅客鉄道株式会社との連携・協力協定に基づく協働施策等を通じて、地域との緊密な連携を図って実施しました。具体的には、令和元年5月に開通20周年を迎えた西瀬戸自動車道における記念式典及び記念イベント等を、地元自治体等と連携し実施しました。瀬戸大橋では、平成30年度までは春と秋のそれぞれ6日間程度実施していた「瀬戸大橋スカイツアー」を、令和2年度からの常設化に向け、令和元年秋（9/28～12/1）に定期的に31日間実施し、多くのお客様にご参加いただきました。また、各ルートの特性を踏まえて、訴求性の高い広域周遊観光ルートや、インフラツアー等当社の観光コンテンツと組み合わせた旅行商品の企画開発等を目的として、瀬戸内地域のDMO（観光地域づくり法人）、関係自治体、行政機関、観光関連事業者が一堂に会して議論するワークショップを各ルート毎に設置し開催しました。さらに、インバウンド向けに欧米豪をターゲットとするせとうちDMOと連携したファミトリップの実施や、訪日客が多い台湾でのプロモーション活動を行い、積極的な利用促進を実施しました。

安全防災については、近畿・中国・四国地方に接近又は上陸した台風10号、台風17号により、神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道において強風等の影響のため通行止めを余儀なくされました。しかしながら、通行止めが予測される強風の概ね24時間前までにはその可能性を周知したことにより、大型車の運行前倒しや通行止めがなかった西瀬戸自動車道へのルート変更などがみられ、物流への影響が低減されるとともに、さらに、気象予測による基準値超過時刻を基に事前に通行止めを開始したことにより、お客様へ安全・安心な交通機能の提供ができました。

また、広島県及び愛媛県とそれぞれ11月、10月に、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）沿線地域の活性化を図ることを目的とした「相互協定」及び災害時等の資源有効活用や道路利用者の安全性や利便性、地域の防災機能の向上を目的とした「災害時協力協定」を締結しました。

さらに、3月には、概ね10年程度先を見据え、暫定2車線区間の解消や事故・逆走対策の推進、休憩施設での利便性向上等、これまで以上に安全・安心・快適なサービスの向上及び長大橋梁群の魅力を発信・提供することにより環瀬戸内地域が発展することを目指した、「高速道路における安全・安心実施計画（本四高速）」を策定しました。

## 1. 令和元年度事業報告

当事業年度における出口交通量は、令和2年2月末までは、利用促進の取組等により前事業年度比3.3%増の大幅な伸びであり、3月には新型コロナウイルス感染症による影響のため大きく落ち込んだものの、結果的に当該事業年度における出口交通量は44,204千台（前事業年度比2.0%増）と8期連続の増となりました。

この結果、料金収入66,641百万円（前事業年度比1.7%増）に、道路資産完成高8,841百万円及びその他の売上高等425百万円を加えた高速道路事業の営業収益は、75,909百万円となりました。

一方、債務の償還に充てられる道路資産賃借料として、協定額を5,853百万円上回る47,292百万円を機構へ支払うこととなったほか、道路資産完成原価8,841百万円及び管理費用19,717百万円を加えた営業費用は、75,851百万円となり、高速道路事業営業利益は、58百万円となりました。

今後も機構への道路資産賃借料の着実な支払を確保するとともに、引き続き更なるコスト削減に取り組んでまいります。

### 〔関連事業〕

関連事業については、本四高速道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア等における休憩所等事業、受託事業としての鉄道施設管理、長大橋技術を活用した調査・設計等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、子育て支援の取組として24時間利用可能なベビーコーナーの設置等を行うとともに、地域と協働して、地元の食材を活かしたレストランの新メニュー開発を行いました。また、日本政府観光局（JNTO）の外国人観光案内所の認定を受けたインフォメーションにおいて、外国からのお客様への対応を充実させるなど、多くのお客様に快適に利用していただける施設作りに努めました。

また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の耐震補強工事や維持修繕等を実施しました。

さらに、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体及び独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請に基づく長大橋の施工検討、技術支援等を実施しました。

加えて、国から一般国道317号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から本四高速道路上における跨道橋点検業務等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金收受、維持修繕等を受託しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が5,274百万円、営業費用が4,544百万円となり、関連事業営業利益は、729百万円となりました。

### 〔当社の個別の業績〕

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が75,884百万円、営業費用が75,841百万円となり、高速道路事業営業利益は、42百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が3,381百万円、営業費用が3,273百万円となり、関連事業営業利益は、107百万円となりました。

この結果、全事業営業利益は150百万円、経常利益は333百万円となりました。また、法人税等を控除した当期純利益は318百万円となりました。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、次のとおり機構及び金融機関より総額12,012百万円の借入れを行いました。

種 別	借入日	借入額
長期借入金（機構）	平成31年4月26日	12百万円
長期借入金（金融機関）	令和2年2月28日	12,000百万円

### ② 設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、次のとおりです。

イ. 当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕 ETC設備等の更新及び淡路北スマートIC料金機械等の設置

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC設備等の更新

## (3) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期 (当事業年度)
売上高(百万円)	76,255	79,100	80,712	81,183
当期純利益(百万円)	2,575	4,283	486	792
一株当たり当期純利益(円)	321.93	535.46	60.87	99.10
総資産(百万円)	57,077	61,394	62,936	64,750

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期 (当事業年度)
売上高(百万円)	74,339	77,309	78,789	79,265
当期純利益(百万円)	1,836	3,778	199	318
一株当たり当期純利益(円)	229.62	472.30	24.93	39.80
総資産(百万円)	49,262	53,556	55,638	57,200

## (4) 対処すべき課題

本四高速道路は、世界で最高の技術と最大の規模を誇る長大橋梁群を中心とする神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道で構成されており、当社グループは、お客様に安全、安心、快適にご利用いただけるよう、サービスを提供するとともに、本州と四国を結ぶ3ルートが地域の交流、活性化に貢献するよう努めています。

平成26年4月には、本四高速道路が全国路線網に編入され、全国共通水準を基本とする新たな料金が導入されました。また、平成30年4月に神戸淡路鳴門自動車道は全通20周年、瀬戸中央自動車道は開通30周年、さらに令和元年5月には西瀬戸自動車道が全通20周年を迎えましたが、その経済効果は、昭和63年から平成30年までの31年間



## 1. 令和元年度事業報告

で約41兆円と推計され、各方面から高い評価を受けています。なお、平成26年度に導入された新たな料金は、令和5年度まで10年間の措置であり、令和6年度以降の料金と合わせて、料金収入の増が重要な課題となっています。

また、令和2年7月には当社の前身である本州四国連絡橋公団が設立して50年、10月には民営化により当社グループが誕生して15年の節目の年を迎えます。

当社グループは、平成17年10月にグループの基幹的な活動方針を定めた経営理念を、平成20年4月には瀬戸内に立脚する企業としての長期的な事業方針として瀬戸内企業ビジョンを策定・公表しました。平成31年3月に策定した中期経営計画「行動計画2019-2021」は、ビジョン実現に向けてより具体化された計画と位置づけられ、「交流と技術による地域貢献」を全体の目標として取り組むこととしています。さらに、令和2年3月に新たに策定した「高速道路における安全・安心実施計画（本四高速）」は、概ね10年程度先を見据え、暫定2車線区間の解消や事故・逆走対策の推進、休憩施設での利便性向上等、これまで以上に安全・安心・快適なサービスの向上及び長大橋梁群の魅力を発信・提供することにより環瀬戸内地域が発展することを目指すこととしています。

令和2年1月に新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから、感染は全国に拡大し、4月7日には緊急事態宣言が発令されました。

当社、グループ会社は、高速道路が国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持に必要な物資を輸送する重要な社会基盤であるという認識のもと、交通の確保に必要な不可欠な交通管制、交通管理、料金収受等の業務継続体制の確保に最優先で取り組みました。サービスエリア等においては、営業自粛等の感染拡大防止策を講じる一方、物流事業者等の利用を想定し、高速道路のサービス機能の維持に努めてまいりました。

5月25日には緊急事態宣言が解除され、「新しい生活様式」の定着等による感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立が求められています。当社、グループ会社においても、緊急事態宣言中に実施・拡大したテレワーク、時差出勤、テレビ会議等の継続・定着を図りつつ、本四高速道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう関係する企業等の経営状況にも配慮しつつ業務を実施してまいります。

通行台数の減少による料金収入やサービスエリア等の収益への影響に対しては、更なる業務の効率化等を推進すると共に、これまで以上に関係する自治体、国の機関及び企業などとの連携を強化して、当社グループの経営安定化に努めてまいります。

なお、中期経営計画等に対する主な具体的取組は、次のとおりです。

### 〔瀬戸内企業としての地域貢献〕

瀬戸内の日常生活、安定的な経済活動に寄与するため、特に陸上部橋梁の耐震補強工事の推進、関係機関との連携した防災拠点の整備、BCP（事業継続計画）の見直し等に取り組み、本四高速道路の強靱化を進めます。

また、当社が実施しているインフラツアラーについては、定員の拡大や安全対策に取り組むほか、橋梁ライトアップについてもその魅力を向上することによって、経済界、自治体等が参加する「環瀬戸内海地域交流促進協議会」や瀬戸内地域で観光施策を推進する事業者など多様なプレイヤーとの連携を強化し、これらのコンテンツの魅力を高め、周遊型旅行商品の企画開発を継続してまいります。

さらに、「業務・生活分野」においてもデータ収集、分析を継続し、当該分野における更なる交流の促進に取り組んでまいります。

### 〔安全・安心・快適なサービスの提供〕

サービス施設については、淡路SA（神戸淡路鳴門自動車道）、与島PA（瀬戸中央自動車道）、来島海峡SA（西瀬戸自動車道）を拠点と位置づけ、重点的にサービスを提供することとします。また、暫定2車線区間の安全・安心を確保するため、可

能な区間から中央分離帯にワイヤーロープを設置してまいります。

また、快適な空間を提供するために、道路路面や道路案内等の充実に取り組むとともに、安定した交通の確保に努めるため、橋梁、トンネル等の道路施設の確実な点検と、その結果に基づく計画的な補修を実施するなど、道路施設の機能保全に関する施策に取り組めます。

さらに、工事安全対策に取り組むことによって、労働災害の発生を抑止し、工事事故「ZERO」を目指してまいります。

### 【長大橋技術による交流基盤の強化】

世界最高水準の技術を活用して建設された明石海峡大橋をはじめとする長大橋について、200年以上の長期にわたりご利用いただけるよう、万全かつ効率的に維持管理を行うため、アセットマネジメントの考えを導入した体系的な予防保全、赤外線サーモグラフィやロボット・ドローンを用いた点検技術、コスト縮減に大きく貢献する画像AI診断や打音AI診断などの更なる技術開発に取り組めます。

さらに、大鳴門橋自転車道設置検討や国内外の長大橋建設・維持管理への技術支援、管理者との技術情報の交換、技術情報の発信などに積極的に取り組んでまいります。

### 【組織パフォーマンスの向上】

地域やお客様の多様なニーズに応え、本四高速道路を長きにわたりご利用いただくためには、社員の能力を結集し、組織としてパフォーマンスを最大限に発揮することが必要です。そのため、適切な人員構成を維持するため、多様な人材を確保し、個々の社員の能力の向上を図るとともに、テレワーク等を導入するなど働きやすい職場環境の整備を行います。平成31年4月に策定した「ワークスタイル変革の取組方針」に基づき、これらの取組を具体化し、グループ一体となり、更なる組織パフォーマンスの向上を推進します。

## (5) 主要な事業内容

### ①高速道路事業

イ. 高速道路の新設、改築及び高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理

### ②関連事業

イ. 休憩所等事業

ロ. 道路の維持・修繕、調査等の受託

ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）

ニ. 長大橋の調査・設計等受託

ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

## (6) 主要な事業所及び使用人の状況

### ①当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東京事務所	東京都港区虎ノ門5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

## 1. 令和元年度事業報告

### ②使用人の状況（令和2年3月31日現在）

#### （1）当社グループの使用人の状況

区 分	使用人数（人）
高速道路事業	840
受託事業	
休憩所等事業	37
その他の事業	
全社（共通）	93
計	970

（注）使用人数には、臨時の使用人を含めておりません。

#### （2）当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
381名	5名増	44.6歳	22.5年

（注）1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

### （7）重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項は、ありません。

#### ②子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主 要 な 事 業 内 容
J B ハイウェイサービス株式会社	50	100	兵庫県神戸市	休憩所等事業、料金収受管理、交通管理
株式会社ブリッジ・エンジニアリング	50	100	兵庫県神戸市	点検管理、長大橋維持修繕、道路修繕
J B トールシステム株式会社	30	100	兵庫県神戸市	料金収受機械保守整備、料金収入・交通量のデータ管理

### （8）主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
農林中央金庫	3,125
株式会社ゆうちょ銀行	1,521
株式会社みずほ銀行	1,166
株式会社みなと銀行	1,150
株式会社三井住友銀行	834

## 2. 株式に関する事項

①発行可能株式総数	32,000,000株
②発行済株式の総数	8,000,000株
③当事業年度末の株主数	11名
④株主の状況	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
財務大臣	5,330,440	66.63
兵庫県	492,355	6.15
岡山県	343,962	4.30
香川県	343,962	4.30
神戸市	300,241	3.75
広島県	296,557	3.71
愛媛県	296,557	3.71
徳島県	270,171	3.38
大阪府	108,589	1.36
大阪市	108,589	1.36
高知県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
酒井孝志	代表取締役社長 会社の経営の総理	大阪ガス株式会社顧問
金崎智樹	取締役 常務執行役員 (経営計画、長大橋技術、保全、安全 防災)	
桑原徹郎	取締役 常務執行役員 (企画、業務)	
山本博之	取締役 常務執行役員 (総務、人事、利用促進・お客様サービ ス、監査)	
池田憲二	監査役(常勤)	
本多佑三	監査役	大阪学院大学経済学部教授
南部真知子	監査役	株式会社神戸クルーザー会長 モロゾフ株式会社社外取締役

(注) 1. 監査役本多佑三氏及び南部真知子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
2. 株式会社神戸クルーザー及びモロゾフ株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。



## 1. 令和元年度事業報告

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	4	68	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	3	22	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	7	90	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

### (3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	本多佑三	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会12回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	南部真知子	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会12回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

### (4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	—

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しております。  
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。(最終改正：平成27年9月24日)

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・コンプライアンス委員会等を定期的に開催し、業務の適正な執行の確保を図ります。また、法令違反行為等に関する通報・相談窓口を社内及び社外(弁護士)に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。
- ・コンプライアンス意識の醸成及び浸透を図るため、コンプライアンス研修を徹底します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

また、会社の損害を防止及び軽減するため、リスクマネジメント委員会を設置し、全社的視点から適切に管理します。

#### ④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進に努めます。

#### ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人

## 1. 令和元年度事業報告

に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助は、監査役の指示に従い、監査室に所属する使用人が行います。

また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

### ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはいりません。

### ⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適切にその費用の処理を行います。

## (2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を25回開催し、全社的に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、コンプライアンスを推進するための具体的な方針として、毎年度「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象としたeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため、社会的関心の高い事例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）など、コンプライアンス研修を実施しています。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っています。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、PDCAサイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロを目指した工事安全活動の実施、また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上に向けた訓練や、社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

### ④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を毎月開催し、ガバナンスの強化を図るとともに、グループ会社規程の整備や当社から子会社への監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。そのうち、四半期に1回開催するグループ経営会議では、グループ会社各社におけるリスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況などの確認を行っています。

### ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室に所属する社員が、監査役の指示に基づき、監査役の職務を補助しています。また、監査室に所属する社員の人事異動は、事前に監査役と協議しています。

### ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

さらに、取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に、監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うことなどにより、監査役との情報共有に努めています。

## 7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。